保存版

平成29年度

国民健康保険特集号

もくじ

1ページ	国保税の申告はお済みですか?
	国保税の特別徴収(年金天引)について
2～3ページ	高額療養費の支給について
4ページ	ジェネリック医薬品　あなたも使ってみませんか
	長崎市外に在住で国民健康保険をお持ちの方は手続きが必要です
	国保に加入するとき、やめるときは、14日以内に届け出てください
	医療費の支払いがどうしても困難な場合

国保税の申告はお済みですか？

●申告が必要なかたで、まだお済みでないかたは、お早めにご提出ください。**(申告が必要と思われる世帯には申告書を郵送しています。)**

※なお、申告がなされない場合、国保税の減額の特例が受けられない場合があります。
申告書は、支所・地区事務所・行政センターにも備えつけておりますので、ご利用ください。

国保税の申告が必要な世帯

世帯主及び国保に加入しているかたのうち、①～⑦のいずれかに該当するかたが一人でもおられる世帯は、申告が必要です。

① 収入がないかた（ただし、3月15日の提出期限までに市県民税申告を行ったかたを除く）
② 遺族年金や障害年金等の非課税となる年金等のみを受給のかた
③ 確定申告・市県民税申告をされるかたの控除対象配偶者や被扶養者
（ただし、勤務先から給与支払報告書が提出されているかた、公的年金を受給しているかたを除く）
④ 公的年金や給与以外にも収入があったかた（期限内に確定申告・市県民税申告を行ったかたを除く）
⑤ 確定申告または市県民税申告の必要があるが、期限までに申告されていないかた
⑥ 給与支払報告書が勤務先から市へ提出されていないかた
⑦ 1月1日現在、住民票が長崎市になかったかた

国保税の特別徴収(年金天引)について

●国保税の特別徴収の対象となる世帯には、事前に通知書を郵送しています。
4月と6月は年間の税額が確定されてないため、前年度の税額をもとに仮徴収します。8月以降は、確定した年税額から納付済の税額を差し引いた残りの額を、4回に分けて徴収します。
なお、8月以降の額は、後日お知らせします。

●国保税が特別徴収となるかたは、お申し出により納付方法を、口座振替に変更できます。
ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

国保税の申告・特別徴収についてのお問い合わせは
国民健康保険課　賦課(フカ)係まで（☎ 095-829-1226）

ら70歳以上の自己負担限度額が次のとおり変わります。～

自己負担限度額（月額）平成 29 年 8 月診療から

高額療養費区分（高齢受給者証負担割合）	外来【個人単位】	外来＋入院【世帯単位】70 歳以上の被保険者	外来＋入院【個人単位】75 歳到達月（月の初日生まれの方は除く）
現役並み所得者 ※1（3 割）	**57,600 円**〈28,800 円〉	**80,100 円**（44,400 円）●医療費が 267,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1%を加算	**40,050 円**（22,200 円）●医療費が 133,500 円を超えた場合は、その超えた分の 1%を加算
一般（2 割）	**14,000 円**〈7,000 円〉（年間（8 月 1 日 ～ 翌年 7 月 31 日まで）144,000 円上限）	**57,600 円**（44,400 円）	**28,800 円**（22,200 円）
低所得者Ⅱ※2（2 割）	**8,000 円**〈4,000 円〉	**24,600 円**	**12,300 円**
低所得者Ⅰ※3（2 割）	**8,000 円**〈4,000 円〉	**15,000 円**	**7,500 円**

◆ 70 歳未満の方は、次のとおり、今までと変更ありません。

自己負担限度額（月額）

平成 27 年 1 月以降の区分	所得要件	自己負担限度額（月額）	4 回目以降 ※4
ア	住民税課税世帯（年間所得 901 万円を超える世帯）	252,600 円（医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）	140,100 円
イ	住民税課税世帯（年間所得 600 万円超～ 901 万円以下の世帯）	167,400 円（医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）	93,000 円
ウ	住民税課税世帯（年間所得 210 万円超～ 600 万円以下の世帯）	80,100 円（医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）	44,400 円
エ	住民税課税世帯（ 年間所得 210 万円以下の世帯）	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※4　過去 12 か月間に自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上あったときの 4 回目以降の金額

高額療養費の支給について　～平成29年8月か

70 歳以上の場合

自己負担限度額（月額）平成 29 年 7 月診療まで

高額療養費区分（高齢受給者証負担割合）	外来【個人単位】	外来＋入院【世帯単位】70 歳以上の被保険者	外来＋入院【個人単位】75 歳到達月（月の初日生まれの方は除く）
現役並み所得者 ※1（3 割）	**44,400 円**〈22,200 円〉	**80,100 円**（44,400 円）●医療費が 267,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1%を加算	**40,050 円**（22,200 円）●医療費が 133,500 円を超えた場合は、その超えた分の 1%を加算
一般（2 割）	**12,000 円**〈6,000 円〉	**44,400 円**	**22,200 円**
低所得者Ⅱ ※2（2 割）	**8,000 円**〈4,000 円〉	**24,600 円**	**12,300 円**
低所得者Ⅰ ※3（2 割）	**8,000 円**〈4,000 円〉	**15,000 円**	**7,500 円**

★（　　）内の金額は、過去 12 か月間に自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上あったときの 4 回目以降の金額

★＜　　＞内の金額は 75 歳到達月での限度額となります。ただし、月の初日生まれのかたは除きます。

★昭和 19 年 4 月 1 日以前にお生まれの 2 割負担該当者は、特例により 1 割負担となります。

※1　同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上の国保被保険者がいるかた。

※2　同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税のかた（低所得者Ⅰ以外のかた）。

※3　同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となるかた。
年収例：単身世帯で年金収入のみの場合 80 万円以下

ジェネリック医薬品　あなたも使ってみませんか

●ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、これまでに使われてきた薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造・販売される薬です。
●ジェネリック医薬品は、先発医薬品に比べて薬の値段が安いため、患者さんが負担する薬代が安くなります。また、医療保険財政全体の負担を抑えることにもつながることが期待できます。
●ジェネリック医薬品のご利用については、かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師へご相談ください。
なお、医師の判断により、ジェネリック医薬品の使用ができない場合があります。また、薬によってはジェネリック医薬品がない場合もありますのでご注意ください。

ジェネリック医薬品についてのお問い合わせは
国民健康保険課　管理係まで　（☎ 095-829-1225）

長崎市外に在住で国民健康保険をお持ちの方は手続きが必要です

●市外の学校や施設に通学・在園しているため、住民票が長崎市外にある方で、長崎市の国民健康保険証をお持ちの方（保険証の右上に㊥または㊦の記載がある方）は、毎年お届けが必要です。

【必要書類等】
・保険証
・届出人の身分証明書（個人番号カード、運転免許証 等）
・在学または在園を証明するもの
・現在お住まいの市町村の個人番号の記載がある住民票

※個人番号の記載がない住民票の場合は、個人番号通知カードを一緒にご持参ください。
※住民票を直近３か月以内に提出している場合で住所に変更がない場合は、住民票の提出は不要です。

国保に加入するとき、やめるときは、14日以内に届け出てください

加入するとき

・職場の健康保険をやめたとき
・ほかの市区町村から転入したとき
・子供が生まれたとき
・生活保護を受けなくなったとき

※届け出が遅れてしまうと・・・
加入資格を得た月までさかのぼって国保税を納めることになります（遡及賦課（ソキュウフカ））。また、保険証がないため、その間にかかった医療費は原則全額自己負担となります。

やめるとき

・職場の健康保険などへ加入したとき
・ほかの市区町村へ転出したとき
・死亡したとき
・生活保護を受け始めたとき

※届け出が遅れてしまうと・・・
誤って期限の切れた保険証を使用して医療を受けた場合、国保が負担した医療費は返していただきます。また、ほかの健康保険に入ったときなど、知らずに国保税を二重に支払ってしまう可能性があります。

医療費の支払いがどうしても困難な場合

●災害及び事業や業務の休止などにより、世帯主の収入が一時的に減少し、医療費の支払いが困難となった場合は、申請により３か月間を上限とする一定期間の医療費が免除される場合があります。

被保険者証・医療費のお支払いに関するご相談は
国民健康保険課　給付係（095-829-1136）